

別記

要 求 書

- 一、延床借賃、借賃並ニ其他組合員、保險契約ノ実行スルコト
- 二、臨時休業、場合ハ日給、手給ヲ支給スルコト
- 三、一月間ニ最多限度二十日以上ノ仕事ヲ共ニハル事
- 四、休業並ニ取替部ハ会社ノ支給額ヲ品辨フコト
- 五、中山採取、撤廃(東京市中野村林)
- 六、行差並ニ取替ニ相付ク至急断ル事
- 七、今後行差ノ業ニ因リ得ル年々下支法ハトシテ毎月六割額ノ手配ヲセシムル事
- 八、引取、夕久増量ノ場合ハ増付トシテ之レヲ雇傭ニ且組合員ニ相償フル事
- 九、委託外ノ場合ハ親友ヲ請負任ズル事ニヒツク増ニ使用スル事
- 十、若石組合ニ公認スル事
- 十一、土外同ノ借用ハ他社更付

吉沼 殿

関東合同労働組合
大島 かつ工 文 部

6. 6. 12
2603

労 務 第 二 二 七 六 号

昭和六年六月九日

警 視 總 監 高 橋 守 雄

内務大臣安達謙藏殿
社会局長 官 殿

吉沼組労働爭議ニ關スル件 (解決)

標記労働爭議ハ六月六日田沼解決セルカ其之前後ノ状況左記ノ通
ニ有之

一、爭議圍側

五月十八日小松原光太郎ハ爭議團員十四名ヲ連シ瓦新會社
業積所ニ所長ヲ訪問總々陳情シテ爭議解決斡旋方ヲ依頼所
長ハ先般来ヨリ吉沼ニ對シ説諭也シ者ヲ述ハ且ツ解雇問題